

直前対策！

働き方改革関連法セミナー

～実務に役立つ頻出相談事例紹介（有給休暇編）～

2019年4月より年5日間の年次有給休暇取得義務づけやフレックスタイム制の拡充など労働基準法が大きく改正されます。特に年次有給休暇については労働基準法改正に合わせた諸規定の見直し、運用の見直し、管理方法の見直しが必要であり、取得させなかった場合には罰則もあるため要注意です。年次有給休暇の取得義務化への対応について専門家が詳しく説明します。



内容

- ① 2019年4月からの働き方改革関連法改正スケジュール
- ② 働き方改革関連法を学ぶ前に
- ③ 働き方改革関連法の改正内容
- ④ そこを知りたかった！よくある相談Q & A
- ⑤ 事業実態に合わせた助成金の活用の仕方



講師：社会保険労務士 藤原 良憲 氏

プロフィール：

立命館大学卒業後、大手アミューズメント会社にて接客、店舗経営、総合マネジメント業務を行う。社会保険労務士としては、主に人材確保・育成の観点から離職しにくい法的制度策定を行いつつ、個々が自ら考え行動できる職場環境設計を行い、会社全体の業務改善に尽力してきた。現在は、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター・専門コンサルタントとして、大阪府下各地でセミナー・出張相談会を行い、好評を博している。

2月4日（月） 15時～17時

会場 池田商工会議所 定員 15名（先着順） 受講料 無料

池田市城南1-1-1 ※阪急池田駅より国道176号線沿い東へ徒歩3分です。駐車場・駐輪場はございません。
お問い合わせ：072-751-3344

受講申込書

FAX番号 072-751-3876 切り取らずそのままFAXして下さい。

ホームページからもお申込みできます。⇒ <http://www.ikedacci.or.jp>

事業所名		事業内容	
参加者名			
住所	〒	電話	— —
		F A X	— —

※ご記入頂いた情報は受講者名簿の作成、出欠確認、主催及び大阪府商工労働部からの各種連絡のために利用させていただきます。